

生広第6号

プレスリリース発信等及びメディアリレーション強化業務に係る
公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和7年7月7日

生駒市長 小紫 雅史

下記業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

1 業務名

プレスリリース発信等及びメディアリレーション強化業務

2 委託内容及び提出書類

別添「プレスリリース発信等及びメディアリレーション強化業務に係る公募型プロポーザル 実施要領」のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす者

- (1) 公示日現在から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てをしていないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと、及び開始決定がされていないこと。
- (6) 次に該当する法人等でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経

過しない者の統治下にある法人等

- エ アからウまでに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人等
 - オ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等
 - カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人等
- （７） 生駒市政治倫理条例（平成２０年６月条例第２５号）第１６条に規定する法人等でないこと。
 - （８） 公告日前５年以内に、国又は地方公共団体及びその他公共団体、これに類する公益法人等、又は民間事業者において本業務と同業務の受託実績を有すること。

５ 提出期限 令和７年７月３０日（金）１２時まで（必着）